平成２３年（フ）第５３１号
和歌山市善明寺630番地の23、住民票上の住所和歌山市府中330番地の17
債務者　福山　利也
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　有治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１６号
岡山市南区郡1437番地
債務者　島津　　等
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
愛媛県新居浜市久保田町３丁目４番49号レーベンハイムⅢ202号
債務者　高橋　君宜
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４８９号
奈良県大和郡山市今国府町378番地５
債務者　マツダ冷機サービスこと　松田　清隆
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４３０号
北海道島牧郡島牧村字泊１番地３
債務者　高島　利彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４４８号
函館市桔梗２丁目１番５号
債務者　高橋　正彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2579番地の３　清水ビル２階
債務者　西山　麻美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
奈良県橿原市西池尻町38番地の16
債務者　山本真知代
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
奈良県大和高田市大字藤森116番地
債務者　レッグニット中西こと　中西　正治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
奈良県大和高田市大字藤森116番地
債務者　中西　伸治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
奈良県橿原市川西町102番地　県住Ｃ10―105号
債務者　宮谷　義則
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
奈良県香芝市旭ヶ丘３丁目16番地の９
債務者　丸口　健二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目34番１号　ジュネス狭山105
債務者　鳥井紅仁子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２３号
三重県伊勢市一之木２丁目５番29号
債務者　大西美知子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
埼玉県入間市大字仏子1155番地８　サンビレッジ仏子Ａ―202
債務者　堀井　章代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３８号
埼玉県ふじみ野市上ノ原１丁目３番地35
債務者　小林　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０７号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目12番10号　ハイツＳＫ201
債務者　鹿野しずえ
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部